

平成21年度 宇治市総合計画審議会

第3回健康福祉部会

平成22年3月30日（火）

【緒方部会長】 それでは、定刻になりましたので、本日の宇治市総合計画の健康福祉部会をただいまから開催させていただきます。坐らせていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、皆様方におかれましては、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、会議の進行を務めさせていただきます健康福祉部会長の緒方でございます。きょうもよろしくお願いいたします。

会議に入らせていただきます前に、あらかじめ欠席の連絡をいただいている方の報告をさせていただきます。大石委員が所用のためご欠席と連絡をいただいております。

それでは、本日の会議内容について、説明させていただきます。会議次第をごらんください。

次第の第2になりますが、第3回全体審議会で事務局案として示された基本構想について、本日はご審議いただきたいと思います。昨年の11月と12月の健康福祉部会では、中期計画の中に記述する現況と課題について審議をいただきました。

本日は、各施策の現状と課題を認識いただいた上で、今後の目指すべき方向に向かって総合計画をつくり上げるため、宇治市のまちづくりの理念、目標、政策の基本的な考え方を示し、普遍的・中期的な展望に立って定める基本構想を審議するということとなります。また、事務局から示された資料③に基づいて、活発なご議論をいただきたいと思っております。

なお、本会議では、中村委員さんの会議情報保障のため、要約筆記の方が通訳をされています。会議内容が十分に聞き取れるよう、明瞭かつゆっくりとご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、会議録を作成する関係上、ご発言いただきます場合はその都度、最初にお名前をお願いいたします。また、会議録は情報公開の対象ともなりますので、念のため申し上げておきます。

本日の終了時間ですけれども、午後8時半を目途に考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、基本構想について、皆様からのご審議をお願いしたいと思いますが、健康福祉部会が関係するところは、特に基本構想の考え方及びまちづくりの方向性の大分類3、そこを中心として考えております。まずは総合計画に係る全体的な部分を改めて説明いただき、その内容等を踏まえて審議を進めたいと思います。

では、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（松田）】 事務局の松田です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料③に基づいて説明させていただきます。

資料、ご持参いただいているかと思うんですけれども、よろしいでしょうか。資料③の第5次総合計画・基本構想（案）について説明させていただきます。前回、2月19日の総合計画審議会全体会のほうで説明させていただいた内容と同じになりまして、少し長くなりますけれ

ども概要について説明させていただきます。

まず、1 ページです。「Ⅰ. はじめに」及び「Ⅱ. 策定の背景」の全体的な内容について説明させていただきます。

1 ページ目は、第 5 次総合計画の全体の構成となっております。めくっていただきまして、総合計画なんですけれども、全体部分である序論と、普遍的・基本的な方向性を定めた基本構想、具体的な課題や目標を定めた中期計画で構成することとしております。

めくっていただいた 2 ページなんですけれども、「Ⅰ. はじめに」として、上段に「1. 総合計画策定の趣旨」としまして、これまでの総合計画のあらまし、現状、第 5 次総合計画の大まかな方向性について述べております。下段には、「2. 総合計画の構成」といたしまして、基本構想 1 1 年、中期計画 3 年、4 年、4 年の構成を示しております。

次に、右側 3 ページから続きまして 8 ページまでは、「Ⅱ. 策定の背景」としてしております。3 ページ上段は、「1. 地理的・都市的条件」として、宇治市の面積から、これまでの都市整備の状況、都市的な特徴、下段は「2. 歴史的背景」としまして、飛鳥時代以降の歴史的変遷を述べております。

次、めくっていただきまして、4 ページ、5 ページには「3. 人口」としまして、市制発足以降の本市の人口変動と将来推計について述べております。本市の人口は、現時点では微増傾向となっておりますけれども、国全体としては人口減少に転じたとされておりまして、今後同様の傾向となると考えられます。また、急速な高齢社会への変化が予測されるため、この傾向を踏まえた市政運営を進めていく必要があります。

右側 5 ページのほうには、少子高齢化の進展の参考としております。上の表では、いわゆる支える世代を 1 5 歳から 6 4 歳の生産年齢人口、支えられる世代を 6 5 歳以上とした場合、現在 3. 1 人で 1 人の高齢者を支える形が、平成 3 3 年では 2 人で支えることになり、負担は 1. 5 倍と考えられます。中段の表は、大学進学等を考慮して、2 3 歳から 6 4 歳を支える世代としておりまして、そうしますと 2. 7 人で 1 人支える形が、平成 3 3 年には 1. 7 人で支えることとなります。

次に、めくっていただきまして、6 ページから 8 ページなんですけれども、「4. 社会経済環境」としまして、近年の経済を中心とした本市を取り巻く状況、「5. 産業」として、順に産業就業者数、①農業、②商業、③工業の現況について記述しております。

済みません。ちょっと簡単でありますけれども、「Ⅰ. はじめに」及び「Ⅱ. 策定の背景」、総合計画に係る全体的な内容につきましては以上になります。

続きまして、次に 9 ページから 1 1 ページ、基本構想の具体的な部分に入っていき「Ⅰ. 基本構想の考え方」について説明させていただきます。

まず、9 ページからなんですけれども、「1. めざす都市像」としまして、豊かな自然や文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでふるさと宇治を創造し、これまでの総合計画に続いて、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」とさせていただいております。また、まちづくりの目標を「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」と設定するとともに、具体的なまち

づくりの方向性を、大分類でもある中段に書いておりますけれども、「環境に配慮した安全・安心のまち」、「ゆたかな市民生活ができるまち」、「健康でいきいきと暮らせるまち」、「生きる力を育む学校教育の充実と生涯学習の推進のまち」、「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」、「信頼される都市経営のまち」としております。

続いて、「2. 目標年次・計画期間」なんですけれども、基本構想の目標年次は2021年度、平成33年度です。計画期間は11年間としております。下段、「将来人口」は、国の推計や昨今の本市の状況を勘案して、2021年度、平成33年度の将来人口について、18万5千人と設定しております。

次に、めくっていただきまして10ページ、11ページは、「4. 土地利用イメージ」として、これからの土地利用の大まかな方向性について示しております。区域割りは、11ページの図となっているんですけれども、一定の都市基盤整備は行き届いたと考えられることもあり、第4次総合計画策定時の土地利用イメージとほぼ同じとしております。しかし、昨今の文化的景観の取り組みを踏まえまして、新しく文化的景観地域を加えております。あくまで土地利用のイメージですので、厳密に地域指定したものではありませんけれども、各地域の特徴などについて簡単に触れさせていただきます。

まず、「①都市中枢地域」なんですけれども、中宇治地区のイメージでありまして、本市の中央玄関口として、都市の中枢機能を担う地域と位置づけています。

次に、「②歴史と文化の居住地域」は東宇治、宇治川右岸のイメージで、豊かな緑を背景に歴史・文化資源が連なる住宅地であり、北の玄関口としております。

次、「③産業・生産地域」は槇島地区のイメージであり、住環境と調和を図りながら産業集積を目指す地域としています。

「④広域的都市機能地域」は小倉・大久保地区のイメージで、南の玄関口であるとともに、住宅地の保全・改善と商業の集積を目指す地域とします。

「⑤山間自然地域」は東南部の山間地域のイメージで、豊かな自然を保全しながら総合野外活動センターや陶芸等を中心に活性化を図る地域とします。

「⑥文化的景観地域」は、国の重要文化的景観に指定された地区を中心としたイメージで、宇治川太閤堤跡を加えて観光地としての潤いとにぎわいの創出を図る地域とします。

以上が基本構想の考え方となります。

続きまして、まちづくりの方向性について説明させていただきます。これについては、専門部会ごとの分野が明確ですので、こちらの健康福祉部会では大分類3について概要を説明させていただきます。

12ページから25ページまで、各大分類、中分類ごとに記述しております。なお、基本構想については、普遍的な市の目指すべき方向性でありまして、長期的な展望に立った観点としており、具体的個別の施策につきましては中期計画にて策定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、大分類、中分類などの分類につきましては、分類が小さくなるにつれ、普遍的な政策から具体個別の施策へと展開しております。

では、こちらの健康福祉部会、16ページから18ページまで、大分類3「健康でいきいきと暮らせるまち」とさせていただいておまして、その概要について説明させていただきます。

大分類3「健康でいきいきと暮らせるまち」としまして、地域福祉の推進、健康づくりの推進、長寿社会への対応、障害者福祉の推進、低所得者福祉の充実、年金・保険制度の運営について記述しています。

中分類1「地域福祉の推進」については、地域コミュニティの希薄化への対応、人権尊重、住民主体、福祉文化の創造の視点に立った施策推進について記述しています。

中分類2「健康づくりの推進」については、生活習慣病が疾病の多くを占める状況の改善のため、予防や健康の維持を目指した取り組みや食育推進について記述しています。

中分類3「長寿社会への対応」については、高齢者人口の急増を見込み、生きがい対策、福祉サービスの充実とともに、保健・医療・福祉の連携強化について記述しています。

中分類4「少子化社会への対応」については、総合的な子育て支援施策を推進し、地域で安心して子育てができる支援策の充実、保育所・園待機児童の解消、保育サービスの充実、育成学級の充実、サービスの多様化の促進、一人親の自立支援を中心とした施策の充実などについて記述しております。

中分類5「障害者福祉の推進」については、障害者をめぐる制度改革が続けられているところですが、国や京都府の各種制度に沿いながら総合的な支援の充実を図ることを記述しています。

次、めくっていただきまして、18ページ、中分類6「低所得者福祉の充実」につきましては、要保護者に対して生活保護制度を適正に実施するとともに自立支援を図り、また低所得者に対して必要な相談事業や支援施策の充実に努めることを記述しております。

最後、中分類7「年金・保険制度の運営」については、高齢社会の急速な進展や医療技術の高度化により医療費の増加が考えられるため、国民健康保険制度や各種医療費給付制度の維持は厳しくなるものと見込まれておりますが、引き続き効率的・効果的な運営に努め、制度の維持を目指すことを記述しております。

概要でありますけれども、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

【緒方部会長】 ありがとうございました。

それでは、基本構想についての審議を進めてまいりたいと思いますが、事前に中村委員のほうからご意見ということでペーパーをいただいておりますので、少し最初に中村委員のほうからご紹介いただきまして、それから今ご説明いただきました大分類3についての審議、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

まず、中村委員のほうからご準備いただきました、事前にいただきました用紙についてのご意見をご説明いただけますでしょうか。

【中村委員】 中村です。「健康でいきいきと暮らせるまち」とありますが、健康とはどのような意味で考えられているのでしょうか。何となく書いてあることは、言いたいことはわか

るのですが、辞書で健康の意味を調べたところ、体と心に悪いところがなく丈夫で元気な様子、とあります。例えば、私は見た目は元気そのものですがけれども、病気で耳が聞こえにくくなりました。意味からすると、私も健康ではありません。

そう考えると、自分はこの条件から疎外されているわけで、何となく疎外されるように感じます。きっと今、病気を持っておられる皆さん、自分は当てはまらない、支援してもらえないのと感じるのではないのでしょうか。もう少し言葉を選ぶとか、少数派の健康でない方目線で見ること大事なのではないかなと思います。幾ら福祉について良いことを言われても、やっぱり口だけ、建前だけと感じてしまいます。ここの部分をもう一度検討していただきたいです。健常者、障害者、健康な方、そうではない方、関係なくすべての市民が、私も含まれているんやなど、支援してもらえるんやなど思える看板というか、目標を挙げてもらいたいと思います。以上です。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今のご意見は、資料③の16ページの大分類3「健康でいきいきと暮らせるまち」の「健康」という言葉に対してご意見をいただいたということだと思っておりますが、今のご意見について、まず皆様方からの、少しご意見をちょうだいしたいと思っておりますけれども、ご自由に発言いただければと思います。

【木村委員】 木村です。

私、大学で「健康とは」というような講義をしている人間なんですけれども、一応、健康とは、WHOの定義というのは、フィジカル・メンタル・ソーシャルにウェルビーイングな状態というのが健康の定義とされています。もう1つは、やはり今持っている自分たちの機能を十分果たすことができるということも健康の中に含まれますので、決して障害があるとかないとかいう、病気であるとかないとかいうことじゃなくて、今持っている機能を十分果たせるということも非常に重要な内容になっています。ここでしっかりそういうものを踏まえた対応策というのが出ていると思いますので、私自身はこれを読むだけで疎外しているというふうにはあまり考えられない。自分が大学で「健康とは」ということを講義する立場で言っているんですが。

【緒方部会長】 ほかに、いかがでしょうか。

今、木村委員のほうからは、WHOの健康というところについてのご説明と、肯定的なプラスのイメージとしての健康、ご自分の持っている機能というものをどんなふうに果たしていくかというところでのプラスイメージみたいなこともお話をさせていただいて、疎外というところとはまた違うんじゃないかというご意見だったんですが、それぞれ皆さん方のイメージもあると思います。この言葉が、もしかしたらこういうふうにもとられるんじゃないかというようなあたりもあるかと思っておりますので、皆さんそれぞれのお立場からお考えになっていらっしゃることをご意見いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【向野委員】 向野といいます。

先ほど意見が出されまして、やっぱり本人が障害を持っているということで、これまでの体験を通じてそういう認識をされてきたというのがあると思うんです。この中分類5の中で障害

者福祉の推進というところがありますけど、障害者自立支援法が制定されまして、障害者がほんとうに生きづらくなったと。それは、一番大きな部分では応能負担から応益負担ということになって、施設に行っている方々でも障害が重いほど負担が大きくなると。そういう中で施設運営も困難になってきて、そうしたもとの職員がやめて、非正規労働者と言われる方々が施設に行って運営を支えているというような実態が、この間でもいろんな障害者団体から出されてきまして、この法律自身は障害者の自立を支援するというよりも、むしろ自立を拒むような中身だということが、この間、明確になっているわけです。

そうしたこととあわせて、今、雇用状況というのは非常に深刻な問題がありますけど、その中でとりわけ障害者の雇用ということについては、なかなか雇い入れができないような状況がありますので、やっぱり自分が働いて、そして生活をしていくという当たり前のことがなかなかできにくくなっているという世の中ですので、とりわけそういう部分については位置づけをきちっとして、総合計画の中に記述するということが必要ではないかなというふうに思っています。意見としてですけど、当局のほうでその点について何かお考え等ありましたら、お願いしたいと思います。

【緒方部会長】 今、ご意見をいただいたんですけれども、もし市の方で、今までの意見を踏まえてという形になるかと思えますけれども、向野委員がおっしゃっているのは、ご本人がそういった体験の中で、言葉に対してのひっかかりもあると言っていることと、今の障害者の方が自立支援法とかでなかなか生きづらくなっているといった世の中について意見をという形ですか。

【向野委員】 だから、市としてそういう認識をまず持たれるかどうかということなんです。1つには、自立支援法が成立して以降、障害者がどういう実態になったかということはどういうふうに認識をされているかということについてお考えを聞いて、今後どうしたらいいのかということもあわせて聞かせていただいたらいいかなと。労働環境もひどくなっているもとの、そしたら障害者の雇用についてはどうなのかということもお願いできたらと思います。

【緒方部会長】 少し整理をさせていただきますと、今、障害者をめぐる状況ということで議論を進めているわけですが、現状の認識としてどのように市の方が公的な役割の部分として、責任の部分として認識しておられるのかと。こういった厳しい状況の中でどうなのかということをお聞かせいただきたいということで、そこから今後、まちづくりの方向性を考えていく中でどうしていったらいいかということ、またこちらの委員の中で出していく、その前提としての考え方を市のほうから示していただきたいということでよろしいでしょうか。

じゃ、お願いいたします。

【田中健康福祉部長】 少し事務局といいますか、部署のほうからこんな形で発言させていただくのはちょっと変かもわかりませんが、障害者自立支援法の関係は後からさせていただいて、最初に中村委員のほうからご指摘があった、いわゆる健康の問題ですね。健康で生き生きとしたまちづくりを目指すということが、実際に障害のある者から見ると、自分は健康でないと思っているから疎外されているんじゃないかということでありました。

健康ということについては、先ほど木村委員さんのほうからお話がありましたので、まさにそのとおり、私どももそういう位置づけで、どんな状態にあっても、障害を持っていても、やっぱり健康に生きるということが課題になってくるし、極端に言ったら、今病院におられる、入院しておられる方もおられるかもわからないですね。そういう方にとってもきちっと医療を受けられるかといったことで、大きな健康というものをキーワードにした行政の役割なりが求められてきている社会に今なっているなど。ですから、この基本構想ということで、どういうまちを目指していくかということの1つの項目づくりを今しているわけですが、そういう中で、多分、昔はそれほど健康ということと言われない時代もあったんだろうなというふうにも思っています。健康は個人の問題だというような時代もあったのかなと思うんですが、今は日本の国の段階でも健康づくり日本ということで進められていますし、あるいは都道府県の役割、市の役割として、健康というものについての行政的な面での目標というんですか、そういうものが非常に大きくなってきている時代だろうと思っています。

内容的にも、例えば医療の面で言えば医療保険の制度の問題がありますし、具体的などころでは子供さんの出産の問題から、そこで受ける医療の問題です。費用の問題もあれば、医療機関の体制の問題もあるだろうし、さらにそれをもう少し幅広く考えれば、福祉サービスをどう支えていくかということも健康な生活を送っていく上で非常に重要になっている課題だと思います。

ですから、確かに中村委員さんの感覚的な捉え方というものわからないことはないんですけども、こういう総合計画というもので、宇治市のまちをこういうものにしていこうという目標としては、そういう幅広い意味での「健康でいきいきと暮らせるまち」というのが、1つ、宇治市としての大きな柱になってくるんじゃないかということで考えて、位置づけをさせてもらっているということです。そのことを行政としての考え方ということでは申し上げておきたいなと思います。

ちょっと障害者自立支援法の関係。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本でございます。

障害者自立支援法につきましては、さまざまなご批判もございまして、あるいは訴訟にまで及んでいるケースもありますが、ただいまのところは和解に向けた部分が進んでおりまして、また国のほうも制度を改める、廃止するというふうなことで、今、連立政権のほうが取り組んでおられるところございまして、今年に入りましてからは障害者制度改革推進会議というのが始まっておりまして、当事者の委員さんを含め、さまざまな議論が始まっているところございまして、今後、新しい制度に向けた議論が進んでいきまして、障害者権利条約批准に向けた法改正などについても検討していられるものというふうに考えております。

ですから、現状としましては、国の動向というものに注視しながら、宇治市としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

前半の部分は、「健康でいきいきと暮らせるまち」という、その健康についての市の考え方

について、中村委員のほうから出されたご意見に対しての市の考え方ということでお示しただきました。続いてお答えいただきましたのは、障害者福祉をめぐる状況ということで、自立支援法のことと、あと市の考え方等についてなんですけれども、今の市の方のご発言に対して、もしご意見があればお聞きして、なければ「健康でいきいきと暮らせる」というあたりについて、もう少しほかの方のご意見も伺いたいと思うんですけれども。

【向野委員】 自立支援法の関係で、意見だけ申し上げますと、今、政府が見直しをやるようとしているというのは、応能負担に返すと、もとに戻すと、そういう方向ではないんです。それが一番ネックになっていることじゃないかなというふうに思います。

それと、よく当局のほうは国の動向を見守るとのことなんですけど、この間でもたくさんの宇治市内の障害者団体からいろんな要望が出されておまして、とりわけこの自立支援法については厳しい批判があるわけです。実態として、市のほうがそういう実態を認識しているのであれば、国の動向を見守るのと違って、そうした具体的な意見を国のほうに上げると。そうすることによって、これを改善に向けて議論されるということになろうかと思うんです。そういう意見だけ申し上げておきます。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

中分類のところでも少しご意見を全体にもお伺いしたいと思いますので、そこでまた補足がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、ほかの委員の方で、大分類3の「健康でいきいきと暮らせるまち」ということについて、ご意見がおありの方はご発言をお願いいたします。

中村委員、今ご意見が、市の方からご説明いただきましたし、幾つか意見が出たんですけれども、いかがでしょうか。

【中村委員】 済みません。さっき説明してもらったことを、どこか入れてもらいたいんです。健康の意味、こういうので考えています、ないじゃないですか。だから、すべての人がサービスを受けられるんだよというのを市民みんなにわかってもらえるように、もっとわかりやすくしてもらえたらいいかなと思うんですが、どう思われますか。

【緒方部会長】 今、もう少し健康ということについて、すべての人が健康ということを楽しめるというか、そういったことを表現の中に入れてほしいというご要望ということでしょうか。

【中村委員】 はい。

【緒方部会長】 というご意見なんですけれども、もしそれについて、できる、できないということではなくて、もう少しわかりやすく健康という概念についてどうなんだろうかということなんですけど、今お聞きできればありがたいですが。

【田中健康福祉部長】 田中なんですけども、総合計画の今、基本構想のところ、他の分類のところとの記述のレベルの均一化というようなところもちょっと考えなければならぬのかなと思っています。この表現の中で、例えば2行目ですね。「市民が住み慣れた地域で生涯いきいきと健康で安心して暮らすことができるまちづくり」という点では、市民というのは幅広

く、どなたも市民ということで考えておりますので、足りているかなとは思いますが、例えば書類の計画の作成の上で、コラムみたいな形とか、あるいは用語の解説とか、そういったので工夫ができるのかというところは事務局のほうと協議が必要になってまいります。この文章をここだけ膨らませていくということもなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、そこのところはちょっとご了解いただきたい、ご理解いただきたいなと思っております。

【緒方部会長】 今のご意見では、方法としてはコラムだとか何か別途という形で、こういう考え方があるというような示し方というんですか、まちづくりの方向性の中に入れるというよりは、またどこかに載せておくという形ですかね。そういった方法もとれるのではないだろうかということなんですが、事務局の方。

【事務局（吉田）】 事務局の吉田でございますけれども、語句のような難しい言葉はございますけれども、それにつきましては巻末等に必ず案内をつけさせていただきます。そこにももちろん健康という意味で、今議論いただいたことですので、載せさせていただきますし、これはやはり基本構想ですので、健康でありますことでもぼやっとした全体のことでございます。具体的な、今のようなもう1つ踏み込んで、皆さんが健康にというような内容につきましては、今後議論していく中期計画、ないし今まで議論してきた現況と課題に記述していますので、それでよろしいかなと思います。

これ、ちょっと用語解説というのが4次総にもこんな形で挙がっておりましたので、ここには取り上げさせていただこうかなと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

【緒方部会長】 ほかの方もご意見がありましたらお願いいたします。

【木村委員】 木村です。

非常に難しく、人間が生きるための根本的な問題というのが提示されているんだと思います。WHOの憲章の中にも、単に疾病でないとか、障害がないということではないというふうに、健康という意味は定義されています。身体的、精神的、社会的にウェルビーイングな状態とあるので、ウェルビーイングというのを日本語に訳するのがすごく難しいです。

だから、非常に体が丈夫でもメンタルでだめになってしまったらだめですし、朝起きたときは調子良くても夜になったら落ちてきたら、それは健康とも言えないです。WHOの定義そのものは非常に理想を言っています。そういう健康という意味でこういう中分類、あるいはその他のいろんな施策が出されていると思いますので、そのために障害者の福祉もありますし、高齢者の要介護の問題も要介護の人の健康課題を解決するためにあるわけだから、取り立ててこういう大きな基本的な概念の中には入れなくてもいいんじゃないかなというのが私の考えです。もし入れるとしたら、「すべての市民が」というような形でそこに一言入れると、その辺のことが解決できるのかなと思ながらこの文章を読ませていただきました。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今、障害でないことが健康だということではないということは、障害でないことは健康でない。

【木村委員】 健康とは、病気がないとか障害がないとかいうことではないというふうに書

いてあるんです。

【緒方部会長】　　そういうことが規定をされているということと、あと、今、事務局の方から補足という形で言葉かけいただいたんですけども、既に前に審議されました現況と課題の中でもそのことについて触れていまして、市の考え方としても、健康ということが障害がないことと考えているわけではないという認識には立っているということなんです。

ただ、こういった総合計画を考えていくとか、まちづくりの方向性を考えていく中で、どれだけ市民の人たちにわかりやすくするかということも一方では大事な考え方だと思いますので、今、木村委員からおっしゃったように、例えば「すべての」というところで、いろいろな人たちが入るんだということも私たちが想像力を働かせていけば、その中にも言葉としては考えられることがあるでしょうし、あと、少しお話を聞いていて、司会があまりお話をするのは良くないですが、私もずっと障害のある方たちと接していく中で感じていることなんですけれども、今まではどちらかというところと障害とか病気というのは自分が何とかしなきゃとか、自分が頑張るとか、家族の人が一緒に頑張るということを求めていたし、本人が頑張らなきゃいけない、障害があるけど頑張らなきゃいけないということがあったと思うんですけども、今は環境が少し良くなるとか、周りの人が障害があるとかないとかということと関わらず、同じ市民の人とか知り合いという形で関わることによって随分生活というものも変わってくるでしょうし、先ほど木村委員がおっしゃったようなウエルビーイングというところは、質的なものとか生き生きとというところとも非常に関わってくると思うので、自分がどんな生活をしたいのかというときには、周りの物の見方だとか、例えばバリアフリーになるだけでも活動の範囲が広がるということとも関わってくると思いますので、本人に健康の問題を着せるのではなくて、周りとか環境も変えていくことによって健康というものの概念も広がるし、もっと生活というものも広がるんだというところで、話は多少進めていくこともできるのではないかなと思ってますし、時代は多分、変わってきている部分があると思うのです。

ただ、文言について、やはり気になるということであれば、そのところはもう一度見直していくことが大事だと思いますので、中村委員のほうで、もしこういった言い方もあるんじゃないかという具体的な案とかがあれば、またお示しいただくということで、ひとまず今回、この「健康でいきいきと暮らせるまち」というところは、今はこのままでいくという形で、次に少し進めていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

では、16ページからですけども、中分類の1、2、3、4、5と、その次の18ページの6、7と、中分類についても事務局のほうからご説明いただいたんですけど、それぞれについて、もしご意見がありましたらご自由に発言いただきたいと思います。

先ほどのご説明にありましたように、中期的な展望という形になりますので、かなり表現というのも抽象的といいますか、ぱくっとしたところで押さえておられると思うんですけど、ここが足りないんじゃないかとか、お願いいたします。

【榭村委員】　　市民委員の榭村です。

仕事柄の部分もあるんですけども、中分類3の「長寿社会への対応」といった部分について、

前回のこの審議会でもお話しさせてもらったんですけども、行政とサービス事業者とのつながりとか基盤の整備とか、そういった文言というのがふわっと包んであると思うんですけども。高齢者さんの支援をしていこうと、あと1つ、高齢者さんの介護者さんといった部分にどんなふうな支援をしていくのか。介護者さんが疲れ果ててしまって、在宅介護とか地域での介護が成り立っていかないというケースも増えてきているかと思うので、例えば介護者さんも安心して、ちょっとごめんなさい、僕も文言の中で、どこをどうさわればいいのかとかまではわかりませんが、高齢者さんや、それを支える介護されている方も安心して続けていけるというか、そういったシステムの推進を図るといふ部分であったりとか、サービス基盤を整備していくというところを加えれば、より地域で介護していこうというのを支えていけるという体制づくりの言葉になるんじゃないかなと。介護者さんもいふところを、どこかにちょっと何らかの形で雰囲気でも入れていけたらなというのがイメージとして思いました。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

中分類3の「長寿社会への対応」というところで、介護者の方への支援、サービスについてということなんですが、事務局の方、何か今のご発言に対して、いかがでしょうか。

【澤畑健康生きがい課長】 健康生きがい課の澤畑です。

現在、高齢者施策は、第4期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づいて施策推進をしておりますけれども、その中でもやはり家族介護者の方への支援というのは大きな1つの柱になってございますので、そういったこの中分類の中で表現はばくっとしておりますけれども、支援策の充実を図りますという中の具体的な展開のところでは、特に中期計画のあたりでは具体にもんでいくことになるかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

文言についてもご検討はいただけるかもしれない。

【田中健康福祉部長】 部会の意見として整理して残しておかれたら、こちらでまた検討を重ねるということになると思ひます。

【緒方部会長】 今の榊村委員のご意見についても、またこちらの委員会として挙げていきたいと思ひました。

榊村委員、いかがでしょうか。

【榊村委員】 おそらく施策としてはいろいろと進んでいると思ひますので、それをどういふ表現でここに組み込まれていたのかなという部分、確かに言わはるよふに、支援策の充実とか、そういった文言の中から今後、中期計画等で進めていけるのかなというイメージはあるので、そういった感覚を持った上での文言であれば問題ないと思ひます。

【木村委員】 木村ですけれども、別の話題でもよろしいでしょうか。

すごく気になることが1つあります。健康づくりの推進というのに、今、国の施策は、1に運動、2に食生活、しっかり睡眠、最後に薬というキャンペーンで進んでいるんですけども、生活習慣病対策のためにも何かスポーツ、運動ということを、多分、教育のほうで見ましたら、

生涯学習の充実というところなんですけれども、健康の面の中にも1つ入れていただきたいというのが1点。

それから、もう1つ、すごく気になるのが、自殺とかうつ対策。そういう言葉が全然ないので、これはぜひ今の状況で絶対入れていかないといけない言葉ではないかなというふうに思いました。

【緒方部会長】 ありがとうございます。健康づくりの推進ということで、具体的にご提案をいただきました。

そのほかに、委員の皆様のほうでお気づきの点がありましたら、どんどん出していただきたいと思います。

【向野委員】 先ほど介護の関係でちょっと意見がありましたけど、今、介護施設での職員、とりわけヘルパーという立場の人の条件が非常に悪いというので、若い人もいったんは入るんですけど、やめられるというケースが非常に多いわけです。この間、特にヘルパーさんの労働条件というのが悪いから、その引き上げをせんなんということで、国のほうも一定、見直ししている部分もあるんですけど、依然としてやっぱり厳しいというのは介護職員が大変だということなので、それは中分類の中でも文言として挙げてもいい中身じゃないかなというふうに思うんですけど、あわせて検討いただきたいなと思います。

それから、全体を見ると、当たりさわがないといえますか、わりと上手に書かれているんですけど、個々の問題を見ると非常にいっぱいあるんですけど、中分類1のところ「地域福祉の推進」というのがありますが、今、市内にあります学区福祉委員会が地域福祉の担い手として活動しているわけなんですけど、10数年たちますので皆さんが高齢化をしていると。なかなか若い人が学区福祉員に入ってこないという状況があります。そうした課題もあるんですけど、やっぱり地域福祉については、現状、いろんな食事会とか、あるいはひとり暮らしの方の訪問とか、いろんなことを学区福祉委員会が担っているから、そういう部分も記述をどこかにしておいたほうがいいのではないかなという気がしますので、ご検討願いたいと思います。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

今のご意見について、何か補足といえますか、おありでしたらお願いできればと思いますが。

【田中健康福祉部長】 非常に全体を見ながらの記述はなかなか難しいものですからあれですけど、基本構想ということで、非常に大きくりの表現をさせてもらっています。前回ご議論いただいた現況と課題、この中では具体的に、例えば地域福祉の中では学区福祉委員の問題であるとかを挙げておまして、それをここに全部入れていくとまた同じようなものになってしまうので、そこら辺では少しくり方をレベルを合やすような形で、ご意見としてはきょうお出しいただいたものを、そういう全体の配分といえますか、くり方のところで整理をさせていただきたいというふうにはご了解いただきたいと思います。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

また後ほどスケジュールのところでご説明が事務局のほうからもあるかと思いますが、中期

計画が22年度から具体的に始まっていきますし、この部会の中でもまた幾つかの議論、個別具体的な議論というのが出てくるかと思しますので、そこで今ご意見いただきました、例えば地域福祉の担い手として若手の人をどう組み込んでいくかといったあたりの点などもご意見といただければと思いますので、ぜひお気づきの点はそこでもまた出していただくということをお願いしたいと思います。

前半、向野委員がおっしゃった介護の従事者というか、ヘルパーの方の労働条件とかということもあるかと思えます。そこら辺のところもまた中期計画で現状といいますか、こんな問題点があるということをお示しいただければ、またほかの方も意見が出しやすいかと思えますので、そのときにも触れていただければと思います。

ほかにお気づきの点、ありませんでしょうか。

それでは、大体意見が出尽くしたということですのでよろしいでしょうか、中分類の1から7までなんですが。

そうしましたら、今、中分類のところは大体意見が出たということで、ここまでのところをいったん切りたいと思うんですが、事務局のほうに、これからのことについて少しご説明をいただきたいと思えます。

【岸本政策経営部長】 政策経営部の岸本でございます。

本日、多くの委員の皆様方から貴重なご意見をちょうだいしましてありがとうございます。中村委員からございました健康という言葉の意味等につきましては、先ほど係長もご説明申し上げましたが、木村委員のほうの貴重なご意見等を参考にしながら、言葉の定義づけ等、また資料編等で、できればそういうことをしていきたいというふうに考えております。

また、長寿社会への対応等でいろいろご意見等もいただきましたし、それは健康福祉部長もご説明申し上げましたが、基本構想はあくまで大きな方向性を大まかに述べさせていただいているような形でもございますし、包括的な表現にどの中分類のほうもなっております関係上、もう少し言葉を、中村委員とかからございましたご指摘を踏まえて、工夫することによって意味合い的にはご理解いただけるような方向で修正ができればと思いますので、そういったあたりは本日いただいたご意見等を踏まえまして、我々事務局と所管の部署とで再度協議をしながら、再度お返しをできたらというふうに思います。

それから、木村先生のほうからいただいた健康づくりの中にあるスポーツの取り組み、運動をもっと実践すべきだという取り組みの問題や、例えば自殺やうつの問題等が記載されていないというふうなご指摘もございましたので、そういったあたり、現況と課題等の中に少し踏み込んで書けるのかどうかということも再度、所管の部局と我々とで調整をしながら、それは具体的には今後、中期計画にどのように反映させていけるのかということも含めて、検討しながらさせていただきたいと思えます。

それから、向野委員からちょうだいいたしました学区福祉の現状や課題につきましては、問題意識として我々のほうも持っておりますので、既に前回の現況と課題のところにも書かせていただいておりますし、そういった活動に幅広い年代層の市民の方の参画というのが非常に重

要で、そういったことについて我々も課題というふうに認識をいたしておりますので、今後はそういう具体的に施策展開をしてみたいと思いますのが中期計画になろうかと思っておりますので、そこらあたりでどれだけ我々のほうとしても具体的な施策が実現できていくのかということで、今後、中期計画で検討させていただきたいと思っております。

中期計画は、最初のほうにもご説明申し上げましたように、期間を3年、4年、4年と区切ります関係上、第1期の中期計画にすべていただいたご意見を反映できるかどうかというのは、この場で必ずお約束をできるようなものではございませんが、将来的な展望のほうに入る可能性もございますけれども、一定、いただいているご意見は課題ということになっていこうかというふうに思いますので、それは我々事務局と担当部署とで再度調整をして、検討してみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、今後の取り扱いでございますけれども、この健康福祉部会ほか、それぞれの部会でこの間、基本構想につきましてご議論を賜っておりますので、そこでちょうどいただきました意見につきましては、先ほどから申し上げますように、一度事務局のほうに持ち帰りまして、反映できるものについてはさせていただいた上で、いったん部会長のほうともご相談して、各委員さんのほうにも一定、お返しをさせていただきたいというふうに考えております。

それを踏まえまして、全体会が多分、年度が変わりまして5月から6月ぐらいになろうかと思っておりますので、その中で全体の部会が終わった後の基本構想のご意見の反映はこのような形にさせていただきたいというふうなことで、また資料としてお示しをしていこうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【緒方部会長】 ありがとうございます。

きょういただいたご意見については、また事務局のほうで検討いただけることなどは、調整いただくということで、今後また直ったものがどうなのかそれぞれの委員の方に見ていただく機会はあるというご発言だったかと思っておりますので、そのときによく見ていただければと思います。その後、また全体会のところで、ご意見等があればお出しいただくという形になるかと思っております。

会議次第のほうは3番目の「その他」に入りたいと思うんですが、その他のところで何かご意見、ご発言がありましたら。

【向野委員】 向野です。

現況と課題というところで、これまで福祉のほうでは2回やっているわけです、きょうで3回目になると思いますが。たしか途中までしか議論してなかったと思うんですけど。

【岸本政策経営部長】 全部終わって、意見反映もして、この前、全体会にお返しをさせていただきました。

【緒方部会長】 2回目のところで、残りの分を全部、事務局のほうから一気に説明をしていただいて、それでもし意見がほかにあればまた文書でという形で、やりとりの期間は確かに事務局のほうからいただいていた。

【向野委員】 説明はね。

【緒方部会長】 今度、それについて、委員のほうに送られてきたものをもう一度目を通してくださいという依頼がありまして、意見があれば全体会の前に提出をしてくださいということだったかと記憶しているんですけども。

【向野委員】 僕の記憶としては、ページを追って議論して、ずっと進んでおりましたから、それは途中まででした。最後にそういうふうにつけ加えて、意見があったら出してくださいと。それは僕、認識してなかったから、まだ途中までなんじゃないかなというふうに思っておったんです。

【緒方部会長】 また、おそらく会議録が出てくるかと思いますが、そこでもう一度確認をいただきたいと思うんですけども、進行の中では、かなり一つ一つやっていくと時間が大変かかったので、最後まとめてということでご説明をいただき、個別に意見を言うタイミングが会議の場ではなかったかもしれないので、その点は進行の勝手だと思しますので、おわびを申し上げたいと思います。

【事務局（吉田）】 事務局の吉田ですけれども、現況と課題なんですけれども、中期計画の一部でもございますので、その部分についてはもう一度、実は議論できるタイミングがあるので、健康福祉部会の議論はいったん終わっているんですけども、もう1回、中期計画で話ができるかと認識していただいたらありがたいです。

【岸本政策経営部長】 補足で説明しますと、今、部会長のほうからございましたように、2回部会をしていただいて、時間的に少しタイトな状況でございましたので、お持ち帰りいただいてご意見を賜るということで、そのご意見を反映させていただいて、お返しをさせていただいたのが2月19日の第3回の総計審にお示しをして、きょう資料②と書いている、これが各部会でご意見を賜った内容について修正を加えましたとか、意見を反映させた、できたところはこういうところなんですということで、こういう資料の形にさせていただいて全体会にきちっとお返しをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに今後、中期計画を、事務局の素案をお出ししていきたいと思っているんですけども、それを議論していく中で、現況と課題は中期計画の一部でもございますので、今、吉田のほうで申しあげましたように、その中でも再度、ご意見等がありましたら賜ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【緒方部会長】 そのほかに皆様のほうから何かございますでしょうか。今後の進め方とか、あるいはご意見、ありましたらお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 済みません。報告したいことがあります。

先月に子供たちが中耳炎や風邪で立て続けに耳鼻科に行くことになりました。以前から何度か診察はしてもらっているのですが、耳の不自由なことを告げても対応には変わりなくでした。でも、先日は机にかわいいキャラクターのメモ帳が置かれていて、耳の不自由なことを告げると、診てから書くねと笑顔で対応してくださいました。メモには、すべてこちらが理解できる

ように書いて説明してくださり、ゆっくりと復唱までしてくださいました。涙が出るくらいうれしかったです。福祉課の方々がファクスを送ってくださったり、いろいろな啓発活動をしてくださったからだと思います。ありがとうございます。ほかの病院でもこんなふうに対応してくださるようになれば、もっともっと私たち聴覚障害者が不安なく病院に行けるのになと思います。これからも宇治市の病院が、どこに行っても、どこの科に行っても同じような対応をしてくださるよう、啓発活動をこれからもよろしくお願いします。

それから、市のカレンダーなんですけど、この一覧表に市役所、ファクス番号と病院紹介のところ、ファクス番号を書いてくださいました。ありがとうございます。あと、宇治市の地域子育て支援センター「ゆめりあ」と障害者生活支援センター「そら」、社会福祉協議会は、ほかの資料ではファクス番号が記載されています。対応はしてくださると思うので、来年はその3つも記載してもらいたいです。途中で聴覚障害者になったので、いろんなところに相談とかするときにごく困りました。電話番号だけではどうにもできません。だから、こういういろんなところにファクス番号を対応してくださるところは必ず書いてもらいたいです。いつなんどき皆さん、同じように病気とかで、突発性難聴とかで聴覚障害者になるかもしれません。それを考えてもらったら、もっといろんなところで記載することができると思います。なので、よろしくお願いします。

【緒方部会長】 ありがとうございます。中村委員のほうから、お礼とご報告をいただきました。中村委員、もう1つファクスをきょうの審議会ですべていただいているかと思うんですけども、その件について、もしご紹介いただけるようでしたら。

【中村委員】 要約筆記とかの個人派遣の要望書を提出したときの回答なんですけれども、それについて、パブリックコメントについて各々に回答されないということをお答えとしてもらいました。自分はそのことを知っていたんです。窓口で要望書を渡して、窓口でお話を1時間ぐらいしたんです。そのときに、上の方に何か決まれば連絡させていただきますと言われてたんです。でも、そのことは全然なしにされていて、私のほうに非があるようなことを回答されました。窓口でもっと誠意を持って対応してもらっていたら違ったのになと思ったんですけれども、記録にも残っていて、自分としたらすごく複雑なんです。謝罪してもらいたいなと思うんです。皆さん、窓口で相談に行かれるのって、きっとすごい悩んだりしてはって、どうにかしてもらいたいなと思って行っているんです。なのに、なかったことにされることがすごく腹立たしいです。もっと誠意を持って窓口の人が一人ひとり対応してくださるよう、この場で約束してもらえたらありがたいなと思うんですけれども、お願いできないでしょうか。

【山本障害福祉課長】 障害福祉課の山本でございます。

病院での筆談の件ですとか、カレンダーのファクスの番号を記載させていただいたことに中村委員の評価をいただいていることに、課の職員ともども大変喜んでいただいているところでございます。一方、先日のパブリックコメントでの発言のところなんですけれども、中村委員にそういうふうな認識をお持ちのまま帰っていただいてしまったことにつきましては、窓口で対応させていただきました者のコミュニケーションの手法がまずかったのかなというふうに思っ

ておりまして、その点につきましてはおわびを申し上げまして訂正をさせていただきたいと思
います。申しわけございませんでした。つきましては、今後も窓口対応につきまして、障害福
祉課としましても、しっかりとコミュニケーションの点につきまして配慮を欠くことのないよ
うに対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

【緒方部会長】 中村委員、よろしいでしょうか。

今のやりとりに関して、事前にきょうの審議会で中村委員からファクスをちょうだいしてい
ましたので、それについて中村委員からご紹介いただいて、市の方からご回答いただいたとい
うことです。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、意見、ご質問等が出尽くしたようですので、これで閉会とさせていただいてもよ
ろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉会したいと思います。年度末の大変お忙しい中、
委員の皆様におかれましてはご出席いただきありがとうございます。また、事務局の皆さん
も年度末の人事異動等々の大変お忙しい中、会議の設定をいただきましてありがとうございます。
今年度の第3回の健康福祉部会はこれで閉会とさせていただきますので、また次年度、
全体会並びに部会等で皆様のほうのご意見をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろし
くお願いいたします。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
た。

— 了 —